

「江東区公共用 EV 充電設備運用モデル事業」仕様書

「江東区公共用 EV 充電設備運用モデル事業」仕様書（以下、「仕様書」という。）は、江東区（以下、「区」という。）が保有する施設に、公共用 EV 充電設備（以下、「充電設備」という。）を設置・運用する事業の内容を示すものであり、区と協定を締結して本事業を実施する事業者（以下、「実施事業者」という。）は、本仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業目的

「ゼロカーボンシティ江東区」の実現をめざすにあたり、区施設における充電インフラの整備を通じて、EV の普及促進を図る。

2. 実施期間

- (1) 下記 3 に示す候補施設について、令和 6 年度末日までに、充電設備の設置・運用を開始すること。
- (2) 充電設備の運用期間は、運用開始後 8 か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とする。ただし、本区との協議により、期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

3. 候補施設（充電設備の設置場所）

以下の区施設に充電設備を設置すること。なお、設置にあたっては、既存充電設備を撤去して入れ替えることとし、可能な限り既存の配線を活用し、当該施設の運営・維持管理等に支障とならない構造とすること。

また、充電設備の運用時間帯は、設置する施設（駐車場）の営業日・時間と同一とすること。

【豊洲シビックセンター】

- ・所在地：東京都江東区豊洲 2-2-1 8
- ・利用可能日：原則、年末年始を除く日
- ・利用可能時間：午前 8 時から午後 10 時まで。ただし、月 3 日程度、区が当該駐車スペースを使用する時間帯（各 6～8 時間程度）は除く。
- ・設置場所：1 階駐車スペース（駐車台数は 1 台）
- ・駐車料金：無料
- ・既存充電設備：急速充電器（50kW）1 台、普通充電器（3kW）1 台
- ・（参考）既存充電設備利用件数
令和 4 年度（4 月～3 月）：5, 378 件（うち普通充電器 188 件）
令和 5 年度（4 月～12 月）：4, 670 件（うち普通充電器 65 件）

4. 充電設備の種類

急速充電器（出力50kW以上）1口程度とする。なお、充電時の電力については、実施事業者が実費相当を負担すること。

5. 業務内容及び役割分担

本事業の業務内容及び区と実施事業者の役割分担は、下記のとおりとする。

(1) 区

- ア 事業全体の総括
- イ 充電設備を設置する場所の確保
- ウ 区ホームページ等による事業の広報・周知

(2) 実施事業者

- ア 上記3に示す候補施設への充電設備の設置（既存急速充電器の撤去処分等を含む）
- イ 上記2に示す実施期間における充電設備の維持管理（機器の修繕や更新等を含む）
- ウ 施設利用者への充電サービスの提供及び運営、並びにこれに必要な認証機能及び利用実績を管理するシステムの維持管理等（充電課金システム等を含む）
- エ 利用者への周知・広報
- オ 利用実態等の各種データの収集、及び区への提供

6. 事業費用

充電設備の設置・維持管理や充電サービスの運営等（充電に関する電気料金等を含む）に関する費用は、実施事業者の負担とする。

なお、本事業の実施期間（当該期間が延長された場合は、延長後の実施期間）終了後、原状回復の範囲等については、協議の上、定めるものとする。

7. 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

8. 運営・問い合わせ対応

- (1) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに区への報告を行うとともに、復旧等の適切な措置を取ること。

- (3) 利用者の個人情報に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

9. 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、区からの求めがあった場合には、当該データを区へ提供すること。

10. その他

- (1) 設置する充電設備については、実施事業者による提案内容等を踏まえ、区において最終的に判断する。
- (2) 実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (3) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (4) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、区と協議した上で業務を進めること。